

農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集する区域及び人数

第1区：1名、第2区：1名（同時に複数の区域に応募できます。）

2 任用期間

令和7年6月14日から令和8年7月19日まで

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項に規定する特別職の非常勤職員

4 職務内容

山陽小野田市農業委員会が定めた区域（別紙1、14区域）において、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）のための現場の活動を行います。また、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定等に関し、農業委員会の意見聴取に応じるとともに、必要に応じ農業委員会に対して意見を述べることができます。

5 委員報酬

基本給（月額、33,000円）及び能力給（年額、実績に応じた額）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 山陽小野田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等
- (4) 市税等の滞納がある者

7 推薦及び応募に係る手続き等

(1)の提出書類に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により(3)の提出先まで、(4)の受付期間内に提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式1
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式2
応募する場合	様式3

(2) 添付書類

市税等滞納調査同意書（別紙3）

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

(3) 提出先

〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94番地

山陽小野田市農業委員会事務局

(電話 0836-71-1645 FAX0836-73-1879)

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市農業委員会小野田分局（市役所農林水産課）

(電話 0836-82-1152 FAX0836-84-6937)

(4) 受付期間

令和7年4月10(木)から令和7年5月7日(水)まで【期間内必着】

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8 選考の方法

推薦を受けた者及び応募した者が定数を越えたときは、提出された書類をもとに山陽小野田市農業委員会で選考します。

選考結果については、推薦をした者並びに推薦を受けた者及び応募した者に文書で通知します。

9 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、山陽小野田市ホームページにおいて次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理者の指名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が農業委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数
- (8) 応募した者の数

10 問い合わせ先

〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94番地

山陽小野田市農業委員会事務局

(電話 0836-71-1645 FAX0836-73-1879)